

三田市工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）第66条第1項の規定に基づき本市が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。）の請負契約の適正な履行を確保するため、検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 三田市請負工事等の監督員及び検査員の指定に関する要綱（平成20年12月1日施行。以下「要綱」という。）第4条に定める職員をいう。
- (2) 監督員 要綱第3条に定める職員をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 完成検査 工事の完成の確認をするための検査
- (2) 部分完成検査 工事の施工途中において、工事の完成部分の使用を必要とする場合に行う当該完成部分の確認をするための検査
- (3) 出来高検査 工事の施工途中において、部分払の必要がある場合に行う工事の既済部分の確認をするための検査
- (4) 中間検査 工事の施工途中において、完成後外部から明視できない部分の工事を施工するとき及び特に必要があると認めるときに確認するための検査
- (5) 修補検査 工事の修補等を指示した場合において、当該指示事項の確認をするための検査
- (6) 臨時検査 前各号に定めるほか、検査をする必要が生じたときに確認するための検査

(検査実施の区分)

第4条 検査員は、要綱第4条により指定された区分により工事の検査を行うものとする。

(検査請求及び検査実施)

第5条 検査員は、監督員から完成検査、部分完成検査、出来高検査、中間検査又は修補検査の請求を受けたとき若しくは臨時検査の必要が生じたときは、検査を行わなければならない。

2 完成検査は工事完成届を受理した日から14日以内に、部分完成検査、出来高検査又は中間検査は検査請求日から14日以内に行うものとする。

3 検査員が、中間検査又は臨時検査を行う場合は、事前に当該工事の監督員と別表に掲げる実施の範囲において検査打合せを行うものとする。

(検査の立会い)

第6条 検査員は、当該工事の監督員及び請負者の立会いのうえ、検査を行わなければならない。

(検査の方法)

第7条 検査は、工事の出来高について、工事請負契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類に基づいて行うものとする。

2 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、工事の請負者に対して検査目的物の一部の破壊その他の措置又は当該工事に関する書類や資料の提出若しくは事実の説明を求めることができる。

(検査の中止等)

第8条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができる。

(1) 請負者が検査員の指示に従わないとき又は検査を妨害したとき。

(2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わないとき。

(3) その他適正な検査ができないと認めたとき。

2 検査員は、前項の規定により検査を中止したときは、直ちに契約検査担当課長に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(検査合格の場合の措置)

第9条 検査員は、検査の結果、工事目的物が工事請負契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類の内容に適合するものであると認めるときは、工事検査調書とともに工事検査報告書(様式第1号)を作成のうえ、契約検査担当課長に報告しなければならない。ただし、部分完成検査等において請負代金の支払いを伴わない場合は、工事検査調書等の作成を省略することができる。

- 2 契約検査担当課長は、前項の報告を受けたときは、工事検査調書等を工事所管課長に送付し、工事所管課長は、検査結果を工事検査結果通知書（様式第2号）により請負者に通知しなければならない。
- 3 工事所管部内他課及び工事所管課が行う検査の場合において、検査員は、工事検査調書を作成し、工事所管課長を通じて検査結果を工事検査結果通知書により請負者に通知しなければならない。ただし、部分完成検査等において請負代金の支払いを伴わない場合は、工事検査調書等の作成を省略することができる。

（検査不合格の場合の措置）

第10条 検査員は、検査の結果、工事目的物に工事請負契約書、設計書、図面、仕様書その他関係書類の内容に適合しない部分があると認めるときは、工事検査調書とともに期限を定めて修補の内容を記載した工事検査報告書を作成のうえ、契約検査担当課長に報告しなければならない。

- 2 契約検査担当課長は、前項の報告を受けたときは、工事検査調書等を工事所管課長に送付し、工事所管課長は、修補の内容を修補通知書（様式第3号）により請負者に通知しなければならない。
- 3 工事所管部内他課及び工事所管課が行う検査の場合において、検査員は、工事検査調書を作成し、工事所管課長を通じて修補の内容を修補通知書により請負者に通知しなければならない。
- 4 検査員は、修補の内容について修補検査を行うものとし、検査の結果合格であれば前条の規定を準用するものとする。ただし、修補の内容が簡易な場合には、前3項の取扱いによらず、検査の際に口頭で指示し工事記録、工事写真等によりその内容を確認することができる。

（検査台帳）

第11条 契約検査担当課長及び工事所管課長は、検査の結果を明確にしておくため、検査台帳（様式第4号）を工事ごとに整理しなければならない。

（工事成績の評定等）

第12条 検査員は、完成検査終了後、別に定める工事成績評定表記入要領（平成9年4月28日施行）により工事成績の評定を行うこととし、工事所管課長を通じて工事成績評定表（原本）、工事検査調書（写し）を契約検査担当課長へ提出しなければならない。

（緊急措置）

第13条 検査員は、検査に当たり事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに契約検査担当課長に報告するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(検査員証の携帯)

第14条 検査員には、その身分を示す検査員証(様式第1号)を交付する。ただし、検査業務に継続性がない検査員についてはこの限りでない。

2 検査員は、検査を実施する場合、常に検査員証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第14条関係)

(表)

第 号
検査員証
所属 職 氏 名
生 年 月 日
上記の者は、三田市工事検査要領第2条の規定による検査員 であることを証明する。
年 月 日
三田市長
Ⓢ

(裏)

1 本証は、検査を実施するときは常に携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示すること。
2 本証の記載事項に変更が生じたとき又は本証を紛失したときは、直ちに届け出ること。
3 検査員は、検査員でなくなった等のため不要となったときは、直ちに本証を返納すること。